

流通第 149 号

平成 28 年 4 月 20 日

台北駐日經濟文化代表處經濟組 御中

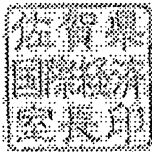
佐賀県産業労働部 流通・通商課 国際経済室長

台湾向け日本食品の新たな輸入規定に係わる産地証明書について (回答)

2015 年 6 月 8 日付け日経組字第 1040000799 号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 産地証明書の発行における印章



2. 産地証明書の発行における署名

藤本 武

3. 発行手数料

佐賀県手数料条例第 3 条第 2 項及び同条例施行規則第 4 条に基づき、申請者からの減免申請書の提出によって、免除する。

(問い合わせ先)

流通・通商課 国際経済室

担当 橋本

TEL：0952-25-7094

FAX：0952-25-7307